

## 付録1 用語集

## 用語集

#	用語（略称）	定義
1	医療保険者等	本手引きにおいては、医療保険制度を運営している医療保険者等のうち、「全国健康保険協会」、「健康保険組合」、「国民健康保険組合」、「後期高齢者医療広域連合」を指す。番号制度対応はすべての医療保険者において必要であるが、市町村国保等の医療保険者については、総務省等他省庁の支援対象に含まれているため、本手引きの対象としていない。
2	Digital PMO	医療保険者等を含めた特定の機関に対して、番号制度導入に係る対応のために必要となる情報の提供等に利用するサイトを指す。平成28年度からは、情報提供の他、アンケート調査等も実施する予定。
3	医療保険者等向け中間サーバー等	医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境、運用支援環境（情報提供サーバー）から構成されるシステムの総称。
4	医療保険者等向け中間サーバー	番号法の規定に基づき、医療保険者等において保持する特定個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム等を経由した情報連携、機関別符号及び情報提供等記録の管理等の役割を担うシステムを指す。
5	運用支援環境	資格履歴の管理等、業務支援の役割を担うシステムを指す。
6	運用支援環境（情報提供サーバー）	住民基本台帳ネットワークシステムとの連携に係る役割を担うシステムを指す。
7	機関別符号	情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号に代わって用いられる、情報保有機関ごとに振り出される数値や文字列のことを指す。情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際の個人の識別子となる。個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを介して取得する。 なお、番号法施行令第20条において、「情報提供用個人識別符号」と定義されているものと同一である。 ※全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合については、医療保険者等毎の機関別符号は取得せず、便宜上、支払基金が取りまとめて機関別符号を取得する。
8	個人番号（マイナンバー）	住民登録されている全ての方に対して、住所地の市町村長が指定する1人1番号の番号（12桁）を指す。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わらない。個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、本人の請求又は市町村長の職権により、新たな個人番号が指定される。
9	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務を指す。
10	個人番号利用事務	番号法第9条第1項又は第2項の規定により、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を指す。
11	しきい値判断	特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価を実施するに際して、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断することを指す。
12	社会保障・税番号制度（番号制度）	社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会基盤（インフラ）を指す。
13	情報提供等記録開示システム（マイナポータル）	行政機関が個人番号（マイナンバー）の付いた自分の情報をいつ、どこでやり取りしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅等のパソコン等から確認できるネットワークシステムを指す。
14	情報保有機関	情報提供ネットワークに接続し、これを用いて情報連携を行うことが認められた情報照会者（番号法別表第二の第1欄に規定）と情報提供者（番号法別表第二の第3欄に規定）、具体的には行政機関、地方公共団体、独立行政法人、及びその他行政事務を処理する者（医療保険者等が含まれる）を指す。
15	情報連携	情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の照会・提供を指す。
16	機関内テスト	連動テストの開始前までに医療保険者等において、実施するテストの総称。
17	総合運用テスト	国、地方公共団体、医療保険者等のすべての情報保有機関が参加して実施する情報提供ネットワークシステムにおける情報連携テストを指す。医療保険者等においては、平成29年4月より実施予定。
18	連動テスト	総合運用テストの実施前に、既存システムと医療保険者等向け中間サーバー等との間の連携を確認するテストを指す。
19	通知カード	個人番号を本人に通知するために市町村長が送付する紙製のカードを指す。券面に、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、発行年月日が記載される。券面に個人番号が記載されているため、本人や個人番号利用事務実施者が番号を確認する目的で使用できるが、顔写真は表示されないため通知カードだけで本人確認はできない。本人確認のためには、主務省令で定める書類の提示が必要である。

## 用語集

#	用語（略称）	定義
20	統合専用端末	医療保険者等が、中間サーバー等を使用した各種業務を行うための端末を指す。
21	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指す。また、狭義の意味としては、中間サーバーに副本として保存する情報の総称を指す。
22	個人情報保護委員会	個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることが任務とする内閣府外局の第三者機関を指す。情報提供ネットワークシステム及び情報照会機関・提供機関に対する監視・監督や特定個人情報保護評価などが所掌事務である。 特定個人情報保護委員会を改組する形で平成28年1月1日に発足。特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバーの適正な取扱いの確保を図るための上述の業務を全て引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行う。
23	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを指す。
24	特定個人情報保護評価（PIA）	特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報を保有することで漏えいなどが発生するリスクや影響に関する分析を行い、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることがを指す。所定の様式の評価書に記載し、公表する。特定個人情報保護評価を行う義務があるのは、①行政機関、②地方公共団体、③独立行政法人等、④地方独立行政法人、⑤地方公共団体情報システム機構、⑥情報連携を行う事業者（①～⑤以外で番号法別表第二に掲げられている者をいい、具体的には健康保険組合など）であり、属性や規模等によって、行う評価項目が異なる。
25	取りまとめ機関	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関の総称であり、「社会保険診療報酬支払基金（以下支払基金）」及び「国民健康保険中央会（以下 国保中央会）」が共同で担う予定となっている。
26	番号法（マイナンバー法）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を指す。行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。
27	被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号。
28	法人番号	社会保障・税番号制度において、国税庁長官が法人に対し、通知する番号を指す。法人番号は広く活用されることを想定し、法人の名称や所在地とともに公表されることとなっている。
29	本人確認	個人番号を取得する際、提示された個人番号が正しいことの番号確認と、身元（実在）を証明できる書類等の提示を求める身元確認を行うことを指す。